

広陵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月24日

広陵町長 平岡 仁

広陵町条例第15号

広陵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

広陵町後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月広陵町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の広陵町後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。